

入札等の公開並びに入札等の結果及び契約内容の公表に
ついての事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東浦町が発注する建設工事、委託業務、物品購入及び機器等の賃貸借のうち入札及び契約に関する事務を所管する課（以下「所管課」という。）において契約に係る事務を行う入札及び見積徴収（以下「入札等」という。）の公開並びに入札等の結果及び契約内容の公表の事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(入札等の日)

第2条 入札等の日は、原則として毎週水曜日とする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、随時入札等の日を定めることができる。

2 前項に定める日が休日のときは、その翌日以降の最初の執務日とする。

(入札等の会場)

第3条 入札等の会場は、原則として庁舎内とする。

(入札等の公開)

第4条 入札等は、公開とする。

(入札等の傍聴手続等)

第5条 町長は、入札等の傍聴をしようとする者に対し、入札等の会場入口において入札等傍聴人名簿に自己の住所及び氏名を自署させるものとする。

2 町長は、必要と認めるときは、傍聴人の員数を制限し、又は傍聴人に対し入札等の適正な執行を確保するため必要な事項を指示することができる。

3 町長は、傍聴人が前項の指示に従わなかったときは、退場させることができる。

(公表基準)

第6条 公表の対象となるものは、130万円を超える建設工事、50万円を超える委託業務、80万円を超える物品購入及び40万円を超える機器等の賃貸借に係る入札等の結果及び契約内容とする。

(入札等の結果、予定価格及び契約内容の公表の方法)

第7条 入札の結果及び予定価格の公表は入札執行調書（写）により、見積徴収の結果は見積徴収調書（写）により、契約内容は契約の内容(様式1)により公表する。この場合において、辞退者及び失格者についても、その旨を公表するものとする。

(入札等の不調)

第8条 入札等が不調の場合は、入札執行調書又は見積徴収調書に「不調」と表示し、

入札経過の内容及び金額は公表しないものとする。

(公表の方法及び場所)

第9条 公表の方法は閲覧（インターネットを利用して閲覧に供する方法も含む。）によるものとし、公表の場所は所管課において行うものとする。

(公表の期間)

第10条 入札等の結果の公表期間は、建設工事及び委託業務（工事の設計、監理、調査等に係るものに限る。）については、落札者決定の日から当該落札者決定の日の属する年度の末日から起算して5年を経過する日まで、その他のものについては、契約の日の翌日から翌年度の末日までとする。

2 予定価格の公表期間は、東浦町公共工事等の入札に係る予定価格の事前公表に関する要領に基づき事前に公表するもののほか、前項の規定を準用する。この場合において「落札者決定の日から当該落札者決定」とあるのは「契約の日の翌日から当該契約」と読み替えるものとする。

3 契約内容の公表期間は、第1項の規定を準用する。この場合において「落札者決定の日から当該落札者決定」とあるのは「契約の日の翌日から当該契約」と読み替えるものとする。

(雑則)

第11条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、昭和57年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年3月23日から施行する。
- 2 この要領による改正後の入札等の公開並びに入札等の結果及び契約内容の公表についての事務取扱要領第10条の規定は、この要領の施行の際現にこの要領による改正前の入札等の公開並びに入札等の結果及び契約内容の公表についての事務取扱要領第10条の規定により入札及び見積り徴収の結果、予定価格並びに契約内容について公表しているもの及び公表期間が満了したものについても、この要領の施行の日以後において適用して公表する。

様式1（第7条関係）工事用

契 約 の 内 容

- 1 工 事 名
- 2 路 線 等 の 名 称
- 3 工 事 場 所
- 4 工 期
- 5 契 約 金 額
- 6 契 約 日
- 7 契 約 業 者
- 8 種 別
- 9 契 約 番 号
- 10 概 要

備考：「工事名」、「工事場所」及び「工期」については、工事に係る委託業務に使用する場合は、「委託業務名」、「委託業務場所」及び「期間」と読み替えるものとする。

様式1の1（第7条関係）物品用

契 約 の 内 容

1 件 名

2 納入（委託）場所

3 納入期限（期間）

4 契 約 金 額

5 契 約 日

6 契 約 業 者

7 種 別

8 契 約 番 号

9 概 要